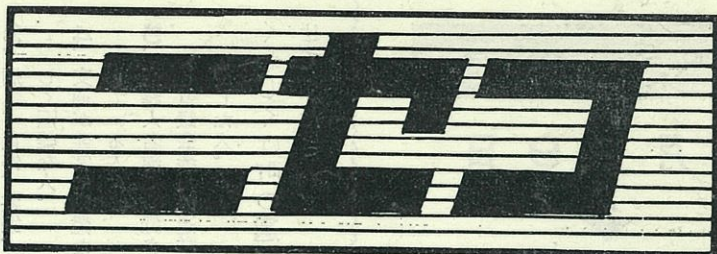


選挙
特集号



広
報

選挙管理事務は期間中
毎日午前8時30分から
午後5時まで行なつて
おります

選挙人名簿の制度が
改められました

公職選挙法の一部が改正され選挙人名簿の
制度が改められました、その概要は次のおと
りです。

一、永久選挙人名簿

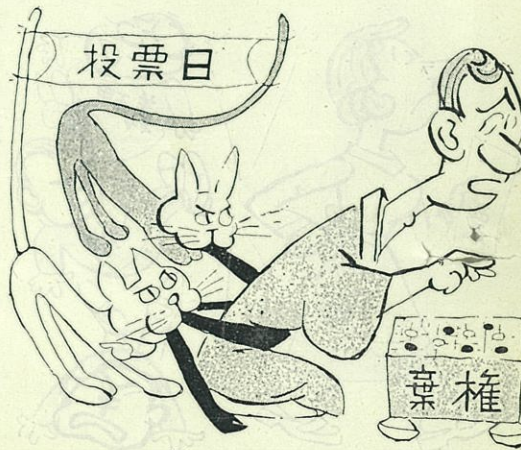
今迄は九月十五日現在で年令要件(満二十才以上)
住所要件(三ヶ月以上在住)を調査して毎年つくり替
えておりました基本選挙人名簿と、選挙の都度申し出
によりつくりかたれておりました補充選挙人名簿がありま
したが、新しい制度では選挙の有無にかかわらず、年
二回年令要件と住所要件があり、毎年三月一日
迄申し出のあつた者は同月三十日に、又九月一日迄に
申し出のあつた者は同月三十日に登録されます。
この登録された名簿は登録事項に異動の無いかぎり永
久に据えおかれますので永久選挙久名簿と称されます

二、永久選挙人名簿登録申し出

永久選挙人名簿は原則として本人からの申し出(本人
が都合により申し出できない場合は世帯主)によつて
登録されます、この場合必ず選挙人名簿登録証明書か
又は未登録証明書が必要ですから、転出されるかたは
町選挙管理委員会へ申し出て下さい。
登録の申し出には期限がありませんが、永久選挙人名
簿に登録されるのは三月三十日と九月三十日です。す
人により、最高約九ヶ月間その町における選挙
権がありません。

ふだん着で母も
一票一走り

衆議院議員総選挙 投票日
最高裁判所官 国民審査
1月29日
午前7時から午後6時まで



▼ポスター掲示場

衆議院議員、参議院議員、知事選挙の立候補者は、
ポスター掲示場以外のところには、ポスターを貼るこ
とができません。
本町では、五十一ヶ所を指定設置しております。
なお、このポスターには子供さんなどが、イタズラ
や、破損したりしないよう注意して下さい。

立会演説会が開かれます

衆議院議員総選挙各立候補者による立会演説会が、次
の要領で本町においても開かれることになっておりま
すので、当日は多数の方が参集されるよう願います。

◎期日 一月二十一日
午後六時三十分より
午後九時十分まで

◎会場 町公民館講堂

※立会演説会周知用ポスターが町内各所に貼られてい
ますから、ご覧下さい。

※各候補者の政見を聴くうに良い機会と存しており
ます。

明るく正しい選挙

1月29日



衆議院議員総選挙

▷選挙当日は◁

サイレンが、投票開始の午前7時と投票所閉鎖の1時間前午後5時に鳴ります。

不在者投票制度のお知らせ

1月29日(日)の衆議院議員選挙当日投票所に行けない次のような人のために不在者投票の制度があります。棄権せずかならず投票するようにいたします。

- 1、選挙人が属している投票区の市町村以外の地域で職務に従事している人。
- 2、やむえない用務又は事故のため、その属する投票区の市町村以外の地域へ旅行又は滞在中の人。
- 3、病気、負傷、妊娠、身体障害のため、歩くことが著しく困難な人。
- 4、交通が非常に困難な島に居住、滞在又は職務に従事している人。
- 5、選挙人名簿に登録された市町村から他の市町村(但し道議会議員の選挙区の区域外に限る)に住所を変更した人。

くわしくは町の選挙管理委員会に問い合わせてください。

不在者投票が

できる

この一票が政治をきめる



衆議院議員不在者投票は

一月八日から
一月二十八日まで
最高裁国民審査不在者投票は
一月十九日から
一月二十八日まで

文字の書けない人は代理投票を
身体の故障で、文字の書けない人や、文字の読めない人は、選挙の当日投票所で代理投票ができます。
代理投票の内容は絶対秘密ですから、文字が書けないからといって棄権することのないよう、投票所で気軽に申し出て下さい。

投票用紙は

衆議院は……黒刷り
最高裁は……赤刷り

棄権して不平云うより

まず一票

各投票所の投票管理者

職務代理者は次のとおりです

投票区	投票管理者	職務代理者
第1区(ニセコ)	川島与作	横山利雄
第2区(元町)	菊地哲夫	黒沢義夫
第3区(有島)	日置義雄	米田 斉
第4区(近藤)	飯原 富	中村 豊
第5区(宮田)	福井正男	今立徳雄
第6区(福第)	高木 清	沼田三美
第7区(桂)	三ツ本 衆造	森脇春己
第8区(曾我)	春日井 享	高田 実
第9区(藤)	吉村国正	斉藤正一
第10区(ニセコグランドホテル)	一戸義雄	尾崎新吾

この一票が政治をきめる

選挙公報、演説、政見放送などをよく見、よく聞いて、最も立派な候補者を選びましょう。

